2009
10
No.758

社会保険

にしかた

水のある風景　朝靄の五十嵐川〈三条市〉

Contents

- 国民年金保険料の収納業務について民間委託を実施します
- 協会けんぽからのお知らせです
- 「佐渡を歩こう元気ハツラツ健康ウォーク」を開催しました
- 12月の社会保険事務講習会開催のご案内

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル　0570-05-1165（イイロウゴ）

社会保険庁ホームページ http://www.sia.go.jp　社会保険庁年金ホームページ http://www.nenkin.go.jp

【職場内で回覧しましょう】

国民年金保険料の収納業務について民間委託を実施します

平成21年10月から新潟県内すべての社会保険事務所の管内において「市場化テスト」が実施されます。

事業の概要

これまで、国民年金保険料が未納となっている方に対する「電話や文書による納付督励」、「戸別訪問による納付督励及び保険料の収納業務」は、社会保険事務所職員や国民年金推進員が行っておりましたが、平成21年10月からは新潟県内すべての社会保険事務所で民間事業者に委託することになりました。

これは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、従来、官が行っていた事業に民間事業者の参入機会を広げ、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、低コストでより良いサービスの提供を目指す「市場化テスト事業」として導入されたもので、委託を受けた民間事業者が電話や文書、戸別訪問などで国民年金保険料の納付のご案内を行います。

委託事業者・実施地区

【委託民間事業者】　株式会社　オリエントコーポレーション

【対象社会保険事務所】

社会保険事務所	管　轄　区　域
新　潟　東	新潟市北区、新潟市東区、新潟市江南区、新潟市秋葉区 新潟市南区、五泉市、東蒲原郡
新　潟　西	新潟市中央区、新潟市西区、新潟市西蒲区、佐渡市
長　　岡	長岡市、小千谷市、魚沼市、三島郡、北魚沼郡
上　　越	上越市、糸魚川市、妙高市
柏　　崎	柏崎市、刈羽郡
三　　条	三条市、加茂市、見附市、燕市、西蒲原郡、南蒲原郡
新　発　田	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡、岩船郡
六　日　町	南魚沼市、十日町市、南魚沼郡、中魚沼郡

「保険料収納を行う民間事業者」が国民年金保険料納付のご案内をする場合には

「○○社会保険事務所から、国民年金保険料の収納義務を委託されている、オリエントコーポレーションの○○です。」と名乗ります。

訪問員がお伺いする場合には、顔写真入の「納付督励員証明書」（身分証明書）を提示します。

- 民間事業者の担当が保険料を収納する場合は、必ずお客様が保険料納付書をお持ちの場合に限られています。保険料納付書をお持ちでない場合に、民間事業者の担当者が現金を受け取ったり、領収書を発行することはありません。
- 民間事業者に提供する個人情報は、納付督励を行ううえで必要となる国民年金保険料の未納者情報に限定しており、取り扱い業者に対しては「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）」や本事業に係る委託契約書、社会保険庁独自の取り扱い規定等により、目的外使用や閲覧、漏洩、複写等を禁じるなど厳格な安全管理措置を講じています。

お詫びと訂正

社会保険にいがた9月号におきまして「標準報酬を大幅に引き下げる場合等の事実確認について」の記載を以下のように訂正いたします（赤字の部分が訂正のあった箇所です）。大変ご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。

標準報酬を大幅に引き下げる場合等の事実確認について

被保険者の報酬が固定的賃金の変動とともに2等級以上変わったときは、該当者について「月額変更届」の提出が必要となりますが、以下の点にご留意願います。

1 大幅な報酬引き下げの場合

標準報酬月額を5等級以上引き下げる届出については事実の確認のため固定的賃金の変動のあった月の前月以降の賃金台帳等（写）の添付が必要となります。

なお、この場合で被保険者が役員の場合は取締役会議事録等も併せて添付が必要となります。

2 さかのぼって提出する場合

改定月の初日から60日以上遅延した届出の場合は、報酬変更があった月の前月分から届出のあった月の直近支払までの賃金台帳（写）及び報酬の変更があった月以降3ヵ月分の出勤簿（写）と、被保険者が役員の場合は取締役会議事録等の添付が必要となります。

※このページでご不明な点がありましたら、社会保険事務所へお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせです

（全国健康保険協会）

退職後の継続給付について【傷病手当金・出産手当金】

病気やけがで休業されたまま退職された方、また、産前産後の休暇を取り始めたがそのまま退職された方などは、**一定の条件**を満たした場合、退職後の期間についてもそれぞれ傷病手当金・出産手当金の継続給付が受けられます。

今回は、傷病手当金・出産手当金の退職後の継続給付についてご説明します。

退職後の継続給付を受けるための「一定の条件」とは?

次の2つの条件を満たしていれば、退職後も引き続き給付が受けられます。

①退職する以前に継続して1年以上の被保険者期間があること。

②退職日の時点で傷病手当金・出産手当金を受給中または受給要件を満たしており、期間満了日※を迎えていないこと。

※期間満了日…「傷病手当金」→支給開始日から1年6ヵ月後、「出産手当金」→産後56日目

傷病手当金

◆上記の「一定の条件」を満たしていれば、支給開始の日から1年6ヵ月の範囲内で引き続き労務不能と認められた場合は、退職後の期間について傷病手当金を受けられます。

◆傷病手当金の「**受給要件を満たしている**」とは、以下の3つの要件に該当することを言います。

1. 業務外の理由による病気やけがのため療養中であること。
2. 労務不能であること。
3. 療養のため仕事を休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日以上休んでいること。

報酬が支払われているために傷病手当金を受けられない方であっても上記の3つの要件に該当していれば、「受給要件を満たしている方」となります。

※退職後に傷病手当金の継続給付を受ける場合、老齢厚生年金などの老齢退職年金を受けられる場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、受けられる老齢退職年金給付の額が傷病手当の額を下回る場合には、その差額が支払われます。

老齢退職年金を受けられる場合は、申請期間にかかる年金受給額がわかるもの（年金証書・改定通知書のコピー）を添付してください。

出産手当金

◆上記の「一定の条件」を満たしていれば、支給開始の日から産後56日目までの間は、退職後の期間について出産手当金を受けられます。

◆出産手当金の「**受給要件を満たしている**」とは、以下の2つの要件に該当することを言います。

1. 出産手当金支給対象期間《出産日（出産予定日より遅れた場合は予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から産後56日目まで》であること。
2. 仕事を休んでいること。

報酬が支払われているために出産手当金を受けられない方であっても上記の2つの要件に該当していれば、「受給要件を満たしている方」となります。

●それぞれ受給要件を満たしていれば、在職中の期間が有給扱いのために支払いの対象にならない場合であっても、退職後の期間は継続給付として手当金を受けられます。
　その際は、退職日以前の受給要件を満たしている期間からの申請が必要となります。

●退職後には、市区町村で運営される国民健康保険や協会けんぽの任意継続等の医療保険制度に加入することになりますが、退職後の継続給付を申請する場合は、在職中の保険証の記号・番号で申請願います。

上記にかかるお問い合わせは ▶ 健康保険サービスグループ　TEL.025-242-0262

協会けんぽ新潟支部　TEL.025-242-0260（代表）　〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階

協会けんぽ新潟支部の指定駐車場【ダブルパーク弁天公園】がご利用いただけるようになりました。
（30分無料駐車券をお渡しいたします）
※駐車場の所在地など、詳しくは協会けんぽ新潟支部ホームページをご覧ください。

協会けんぽのホームページをご覧ください

協会全体のホームページ　協会けんぽ　検索　　新潟支部のホームページ　協会けんぽ新潟支部　検索

●ホームページから各種申請書を取得（ダウンロード・印刷）いただけます。　●都道府県支部のページで新潟支部の活動詳細をご覧いただけます。

佐渡を歩こう

健康の保持増進を図ることを目的として「佐渡を歩こう 元気ハツラツ健康ウォーク」を9月27日（日）に新潟国体と日程が重なったため、本年も昨年と同じく佐渡市小木地区において開催となりました。

当日は370名余りの参加者がさわやかな秋晴れの下、往事の面影をとどめる、家屋の密集した宿根木集落をスタートし、千石船→矢島、経島→小木港までの約7.5kmのコースをみなさん元気に歩きました。

稲穂の実った田園や真っ青な海からのさわやかな潮風を浴びながら、佐渡の豊かな自然の中でウォーキングを楽しみ、ゴールでは「完歩証」を受け取りお互いの健脚を称え合いました。

小木港のゴール地点では佐渡市長からの歓迎のご挨拶があり、完歩証番号での抽選会を行い、当選者に瀬波温泉「松風荘」の無料宿泊券を贈りました。

また、アトラクションでは、「さざなみ会」よる民謡・佐渡おけさ等が披露されました。

心地よい疲れの中にも、健康の大切さと常日頃の運動の必要性を再認識した一日でした。

参加者の皆様、お疲れさまでした。

開催にあたりご協力いただきました佐渡市、社会保険委員会佐渡支部の皆様、ありがとうございました。

佐渡おけさ

11月の社会保険相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

会場	相談日	時間（予約可能な相談時間）	会場	相談日	時間（予約可能な相談時間）
佐渡中央会館	18(水)	13:30～16:30（13:30～16:10）	柿崎商工会	18(水)	10:00～15:00（10:00～14:30）
両津地区公民館	19(木)	9:00～11:30（9:00～11:00）	阿賀野市水原公民館	18(水)	10:00～15:00（10:00～15:00）
小木町商工会	19(木)	8:50～11:00（8:50～10:30）	村上市役所	11(水)	10:00～15:00（10:00～15:00）
小出商工会	11(水)	10:00～15:00（13:00～14:30）		25(水)	10:00～15:00（10:00～15:00）
長岡市役所栃尾支所	18(水)	10:00～15:00 ※予約は不要です	十日町地域地場産業振興センター クロス10	12(木)	10:00～15:00（13:00～14:30）
糸魚川市役所	11(水)	10:00～15:00（10:00～14:30）		26(木)	10:00～15:00（13:00～14:30）
	25(水)	10:00～15:00（10:00～14:30）			

朱書きの時間は、相談の予約が可能な時間帯です。

- 年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する社会保険事務所へ事前に電話予約をして下さい。

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています

■五泉商工会議所［五泉市郷屋川1-2-9］……毎月第3水曜日（10:00～15:00）
■小千谷商工会議所［小千谷市本町2-1-5］……毎月第4月曜日（10:00～15:00）
■阿賀町役場［東蒲原郡阿賀町津川580］……毎月第3水曜日（10:00～15:00）
※五泉商工会議所は予約制です。　予約連絡先　TEL.0250-43-5551
※協会の年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。

12月の社会保険事務講習会開催のご案内

社会保険事務を担当している皆さまへ
12月は次の日程で事務講習会を開催します。参加費は無料です。

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
12月 2日(水)	午後1時30分〜午後4時	クロスパルにいがた 401講座室	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名
12月 3日(木)		サンライズ南魚沼	南魚沼市坂戸399-1	60名
12月 7日(月)		上越市民プラザ	上越市土橋1914-3	50名
12月 8日(火)		ワークプラザ柏崎 第一講習会室	柏崎市田塚3-11-50	50名
12月 8日(火)		三条市燕地域リサーチコア 6階	三条市須頃1-17	50名
12月 9日(水)		新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名
12月10日(木)		ハイブ長岡 会議室A・B	長岡市千秋3-315-11	70名

お申込み方法 事業所名・参加者名・参加会場を電話またはFAXでお申し込みお願いします。
なお、各会場とも定員がありますので定員に達した場合のみご連絡いたします。

財団法人 新潟県社会保険協会 TEL.(025)240-5337 FAX.(025)290-3201

年金シニアライフセミナー開催のご案内

豊かで生き生きとした人生を送るために、年金制度を知り、生きがい・ライフプランを考えてみませんか。11月は以下の2会場で開催します。詳しくは9月号の案内チラシをご覧ください。

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
11月14日(土)	午後1時から	国民年金健康センター上越	上越市大日字木舟34-5	80名
11月28日(土)		朱鷺メッセ	新潟市中央区万代島6-1	80名

参加対象者 定年退職を控えたサラリーマン、社会保険委員、事務担当者

日頃の疲れを癒す、やすらぎのひとときを松風荘で!!

友だち、家族で語らいを!

閑静なたたずまい・落ち着いた10室

お申し込み・お問い合せはお気軽に
〒958-0037 村上市瀬波温泉2-4-29 電話 0254-53-3086

健康保険 瀬波保養所 **松風荘**

健康づくり標語コンクール入選作品 **マイ弁当 メタボもすっきり 妻に感謝**

財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページアドレス http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/

平成二十一年十月十五日発行 発行所 財団法人新潟県社会保険協会 電話〇二五ー二四〇ー五三三七 〒950-0087 新潟市中央区東大通一ー二ー二十五 北越第一ビルディング六階